

初診に関する「保険外併用療養費（選定療養）」について

当院では他の病院又は診療所から紹介状なしで初診におかかりになる場合、また、当院に久しぶりに受診されるなどの患者さまから、通常の初診料とは別に、初診に関する「保険外併用療養費（選定療養）」を頂いております。

初診に関する「保険外併用療養費（選定療養）」とは、国が推進している病院（200床以上）とそれ以外の医療機関との機能分担と連携を図るための制度で、紹介状なしに初診を、おかかりになった場合にご負担いただくものです。

当院では紹介状をお持ちになった方とお持ちにならなかった方との費用負担の均衡を考慮し、金額を2,625円（税込）とし、条例で定めるとともに関東信越厚生局長に報告しております。また、歯科診療と歯科診療以外の診療を受けた場合、それぞれ別に保険外併用療養費（選定療養）をご負担頂きます。（同一日初診の場合は除きます）

初診に関する一問一答

《問》初診とはどのような時に算定されますか

《答》健康保険法では、以下のような場合を初診と定めています。

- ① 町田市民病院を初めて受診をされる方
- ② 以前に町田市民病院を受診したことがあっても、既にその病気が治癒していて、新たな疾病で受診される場合
- ③ 患者さまが任意に診療を中止されて、1ヶ月以上経過した後を受診される場合

《問》初診の人は必ず「保険外併用療養費（選定療養）」を請求されますか？

《答》紹介状を持参された方や以下の緊急・その他やむを得ない事情による場合の方は、ご負担はありません。

- ① 緊急とは、昼夜に於ける診療時間に関わらず、救急車で搬送された場合をいいます。
なお、自家用車などで来院された場合は、自ら選択されたものとしてご負担頂きます。
- ② 国の公費負担医療受給者で、生活保護法・結核予防法などの対象疾病等で該当医療券をお持ちになって受診される場合
- ③ 東京都の公費負担医療助成制度受給対象者で、特定の障がいや特定疾病の医療券・医療証をお持ちになって受診される場合

注）後期高齢者医療制度該当者及び高齢受給者制度、ひとり親家庭医療費助成制度、乳幼児医療費助成制度の受給対象者は該当いたしませんのでご負担頂きます。

平成23年8月1日

町田市民病院 医事課